

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
防災業務計画

令和3年4月1日

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構防災業務計画 目次

平成13年4月作成
平成25年3月改訂
平成27年4月改訂
平成27年7月改訂
平成28年4月改訂
平成29年4月改訂
平成29年5月改訂
平成31年4月改訂
令和元年12月改訂
令和3年4月改訂

第1章 総 則

1. 計画の位置付けと目的 1
2. 実施の基本方針 1
3. 計画の修正 1

第2章 対応組織

1. 組織体制 2
2. 所掌業務 2

第3章 災害予防（災害に関する事前措置）

1. 原子力防災に関する研究等の推進 3
2. 連絡体制の整備 3
3. 情報の分析整理 3
4. 通信手段の確保 3
5. 職員等の動員計画 3
6. 教育訓練 4
7. 防災資機材の整備 4
8. 複合災害に備えた体制 4
9. 防災関係機関相互の連携体制 4
10. 緊急時モニタリング体制の整備 4
11. 公衆の被ばく線量の把握体制の整備 4
12. 専門家の派遣体制 5
13. 周辺住民等への的確な情報伝達活動関係 5
14. 医療活動 5

第4章 災害応急対策

1. 対応組織の設置 6
2. 応急対策活動情報の連絡 6
3. 緊急時モニタリング 6
4. 緊急時の公衆の被ばく線量の把握 7
5. 施設敷地緊急事態への対応 7
6. 全面緊急事態発生後の対応（原子力災害現地対策本部の設置） 7
7. 原子力災害対策本部事務局への専門家の派遣 7
8. 避難退域時検査及び簡易除染の支援 7
9. 周辺住民等への情報伝達活動 7

10. 住民等からの問合せに対する対応	・ ・ ・ ・ 7
11. 原子力被災者の生活支援活動	・ ・ ・ ・ 7
12. 医療活動	・ ・ ・ ・ 8
第5章 災害復旧	・ ・ ・ ・ 9

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構防災業務計画

第1章 総 則

1. 計画の位置付けと目的

- (1) この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第39条第1項に基づき、指定公共機関として定める国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「機構」という。）の防災業務計画である。
- (2) この計画は、防災基本計画（中央防災会議決定）、原子力災害対策指針（原子力規制委員会決定）及び南海トラフ地震防災対策推進基本計画（中央防災会議決定）に基づく、原子力施設、事業所外運搬及び原子力艦で発生した原子力災害（以下「原子力災害」という。）に対処するため、機構が行う緊急時支援に関する諸施策の基本を定め、もって円滑かつ適切な原子力災害対策の遂行に資することを目的とする。

2. 実施の基本方針

- (1) この計画の実施に当たっては、国、地方公共団体及びその他原子力災害対応に係る関係諸機関（以下「関係機関」という。）と相互に連携を図り、防災業務が総合的かつ効果的に行われるよう努めるものとする。
- (2) この計画の具体的実施については、機構の関係諸規定類及び機構と関係機関との間で締結した協定等に沿うものとする。
- (3) 機構の施設及び事業所外運搬で災害が発生した場合、発生元としての責務を、この計画に定める指定公共機関としての応急対策への対応に優先させるものとする。

3. 計画の修正

この計画は、常に検討を加え、必要があると認められるときには、これを修正する。なお、検討に当たっては、科学技術の進展その他の状況の変化を考慮する。

第2章 対応組織

1. 組織体制

(1) 放射線医学研究所

原子力災害に係る国又は地方公共団体からの緊急時支援要請の対処に関し総括する組織は、放射線医学研究所とする。

(2) 機構対策本部

指定公共機関として、原子力災害に対する支援を国又は地方公共団体から要請された場合、又は自ら必要と判断した場合、理事長は、機構本部に機構対策本部を設置する。

(3) 支援本部

研究所等に支援本部を必要に応じて設置する。

(4) 機構対策本部の組織編成及び体制は、機構の関係諸規定類に定めるところによるものとする。

2. 所掌業務

(1) 要請による専門家等の派遣及び防災資機材の提供

(2) 原子力災害対応情報の収集並びに関係機関との緊密な連絡及び連携

(3) 専門家、緊急時モニタリング要員及び資機材の動員に関すること。

(4) 関係機関から要請された専門家、緊急時モニタリング要員及び被ばく医療に係る医療チームの医療関係者の派遣並びに資機材の提供等に関すること。

(5) 機構が行う原子力災害医療に関する事務の総合調整に関すること。

(6) 広報に関すること。

(7) その他応急対策活動等の円滑な実施を図るために必要な事項

第3章 災害予防（災害に関する事前措置）

1. 原子力防災に関する研究等の推進

防災に係る見地から、被ばく医療等の原子力災害時における医療（以下「原子力災害医療」という。）に関する研究の振興を図るものとする。なお、研究の推進に当たっては、海外研究機関を含む研究機関間はもとより、研究機関と行政機関との連携を図るものとする。

2. 連絡体制の整備

- (1) 国又は地方公共団体から支援要請を受けた場合に、その情報を正確かつ迅速に伝達するため、平常時から夜間休日の体制を含めた通信手段を整備するとともに、関係機関との連絡体制を整備し、緊密な相互連携を保持する。
- (2) 関係機関への連絡は、機構の関係諸規定類に定める通報連絡体制により行う。

3. 情報の分析整理

平常時より防災関連情報の収集、蓄積に努める。また、情報の利用を促進し、共有化を図る。

4. 通信手段の確保

- (1) 平常時より緊急時の情報通信手段の確保に努め、それらの整備及び定期的な点検を実施する。
- (2) 緊急時の情報通信手段の機器操作の習熟等に向けて、関係機関との通信訓練への参加に努める。

5. 職員等の動員計画

- (1) 原子力災害対応に備え、職員等の動員を円滑に行うため、あらかじめ放射線防護等の専門家を含めた職員等の非常参集体制を整備する。
- (2) 事態が長期化した場合に備えた職員等の動員体制の整備に努める。
- (3) 災害に対する支援を関係機関から要請された場合に備え、緊急時に専門家を招集し、関係機関が行う緊急事態応急対策への技術的支援等を行うため、専門家の派遣体制の整備に努めるものとする。
- (4) 災害に対する支援を関係機関から要請された場合に備え、現地に動員すべき緊急時モニタリング要員及び資機材の動員体制を整備・維持しておくものとする。
- (5) 災害に対する支援を関係機関から要請された場合に備え、あらかじめ資機材提供体制を整備しておくものとする。

6. 教育訓練

- (1) 防災活動を効果的に実施するため、必要に応じマニュアル等を作成し、職員等に周知するとともに、定期的に教育訓練を行い、活動手順、使用する防災資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員や関係機関との連携等について徹底を図る。
- (2) 国（内閣府、原子力規制委員会等）が策定する総合的な防災訓練計画に基づいて実施する訓練及び地方公共団体や関係機関が実施する原子力防災訓練に参加・協力する。

7. 防災資機材の整備

国又は地方公共団体からの支援要請に備え、必要な防災資機材を整備・維持する。

8. 複合災害に備えた体制

複合災害による情報の欠落、派遣要員及び防災資機材の不足、現地活動の困難さ等を考慮し、平常時より機構内及び関係機関との連携に努める。

9. 防災関係機関相互の連携体制

- (1) 災害対応に備え、関係機関との医療ネットワークを通じた情報交換、研究協力、人的交流により平常時から緊急時被ばく医療体制の維持を図るものとする。
- (2) 国、地方公共団体及び原子力事業者と平常時より原子力災害対策協議会等を通して、応急活動及び復旧活動に関し、連携強化を図るものとする。

10. 緊急時モニタリング体制の整備

- (1) 国又は地方公共団体からの支援要請に備え、現地に動員すべき緊急時モニタリング要員の派遣体制を整備する。
- (2) 緊急時モニタリング活動に必要な防災資機材の提供体制を整備・維持する。

11. 公衆の被ばく線量の把握体制の整備

- (1) 地方公共団体が行う公衆の被ばく線量の把握を支援するため、線量評価要員の確保等、公衆の被ばく線量評価のための支援体制を整備する。
- (2) 地方公共団体が行う公衆の被ばく線量の把握を支援するため、ホールボディーカウンター、甲状腺モニター等の配備・維持管理、測定・評価要員の確保等を行う。

1 2. 専門家の派遣体制

- (1) 国又は地方公共団体からの支援要請に備え、緊急時に放射線防護などの専門家を招集し、技術的助言、収集された情報等をもとに被災状況及び応急対策についての評価・検討など、関係機関が行う緊急事態応急対策への技術的支援を行うために派遣する専門家のリストをあらかじめ作成するとともに、派遣体制を整備する。
- (2) 国又は地方公共団体からの支援要請に基づく専門家等の派遣を迅速に行えるよう、国と輸送支援の連携等についてあらかじめ調整しておく。

1 3. 周辺住民等への的確な情報伝達活動関係

住民からの問合せに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめ準備しておくものとする。

1 4. 医療活動

- (1) 国又は地方公共団体が行う、地域ごとに原子力災害医療の中核的機能を担うための拠点となる原子力災害医療機関の選定など、原子力災害医療体制の整備に協力する。
- (2) 国又は地方公共団体からの支援要請に備え、被ばく医療に係る医療チームを編成できるよう、体制の整備を行うものとする。

第4章 災害応急対策

1. 対応組織の設置

(1) 情報収集事態又は警戒事態発生時

国又は地方公共団体から情報収集事態若しくは警戒事態発生の情報提供を受けた場合、又は情報収集事態若しくは警戒事態に該当する自然災害等を認知した場合、事前措置として、第2章に示す組織の立上げ準備など必要な連絡・対応を行う。

(2) 施設敷地緊急事態又は全面緊急事態発生時

国又は地方公共団体から施設敷地緊急事態又は全面緊急事態発生連絡を受けた場合、機構対策本部は、速やかに、第2章に示す組織を設置して組織構成員を招集し、必要な対応体制をとる。

2. 応急対策活動情報の連絡

(1) 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報の連絡

①国、地方公共団体及び関係機関との間において、機構が行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、緊密な連携の確保に努める。

②現地事故対策連絡会議等との連携を密にする。

③核燃料物質等の事業所外運搬中の事故においては、放射性物質輸送事故対策会議、又は関係省庁事故対策連絡会議との緊密な連携の確保に努める。

④本部と派遣した要員は連携を密にする。

(2) 全面緊急事態発生後の応急対策活動情報の連絡

①国、地方公共団体及び関係機関との緊密な連携及び情報共有に努める。

②応急対策活動における技術的支援のため緊急事態応急対策等拠点施設等に職員を派遣し、施設の状況、緊急時モニタリング情報、住民避難・屋内退避状況等の必要な情報を常時継続的に共有するとともに、機構が行う緊急事態応急対策への支援について必要な調整を行う。

③原子力災害対策本部事務局、緊急事態応急対策等拠点施設、緊急時モニタリングセンター等に派遣した要員に対し、緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡し、情報の共有化に努める。

(3) 原子力艦の原子力災害における応急対策活動情報の連絡

応急対策活動の状況等を関係省庁原子力艦事故対策連絡会議及び非常災害対策本部に連絡する。

3. 緊急時モニタリング

(1) 国からの要請に基づき、又は必要に応じて、緊急時モニタリングセンターへの要員の派遣及び防災資機材の提供を行い、緊急時モニタリングを実施する。

(2) 緊急時モニタリング実施計画に基づいて緊急時モニタリングセンターの指揮の下、緊急時モニタリングを実施し、その結果を緊急時モニタリングセンターに報告する。

4. 緊急時の公衆の被ばく線量の把握

原子力緊急事態宣言発出後、国及び地方公共団体と連携し、緊急時における内部被ばく線量及び外部被ばく線量の推計等に必要な技術的支援を行う。

5. 施設敷地緊急事態への対応

- (1) 国又は地方公共団体の要請に基づき、専門家を現地に派遣する。
- (2) 国からの要請に基づき、現地事故対策連絡会議へ職員を派遣する。

6. 全面緊急事態発生後の対応

国からの要請に基づき、原子力災害合同対策協議会の会合に必要な応じ機構の専門家を出席させ、関係者の情報共有及び相互協力のための調整にその知見を十分に反映するように努める。

7. 原子力災害対策本部事務局への専門家の派遣

国からの原子力災害対策本部事務局への専門家の派遣を要請された場合、機構の専門家を出席させ、災害の拡大防止、防護対策の活動内容等の検討に対して、その知見を十分に反映するように努める。

8. 避難退域時検査及び簡易除染の支援

国又は地方公共団体からの要請に基づき、避難退域時検査要員の派遣及び防災資機材の提供を行い、避難区域等から避難した後の住民等への避難退域時検査及び簡易除染を支援する。

9. 周辺住民等への情報伝達活動

国又は地方公共団体から周辺住民等への情報提供や広報活動の支援等を求められたときは、でき得る限りの協力を行う。

10. 住民等からの問合せに対する対応

必要に応じ、速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備するものとする。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行うものとする。

11. 原子力被災者の生活支援活動

国又は地方公共団体から要請を受けた場合は、関係機関と調整し、でき得る限りの協力を行う。

1 2. 医療活動

(1) 原子力施設の原子力災害における原子力災害医療の実施

- ①国又は地方公共団体からの要請に基づき、医師を確保し、被ばく医療に係る医療チームを編成し、派遣する。
- ②関係都道府県の災害対策本部の下で、被ばくを受けた者若しくは、被ばくしたおそれのある者に対する診断及び処置について、現地医療関係者を指導するとともに協力して医療活動を行うものとする。
- ③相当程度の汚染・被ばく患者や被ばく傷病者に対する追跡調査等を行う場合、高度な被ばく医療に対応可能な関係医療機関等と協力して行うものとする。

(2) 事業所外運搬中の原子力災害における原子力災害医療の実施

事業所外運搬中の原子力災害における原子力災害医療については原子力施設の原子力災害における原子力災害医療に準じて実施する

(3) 原子力艦の原子力災害における原子力災害医療の実施

- ①関係都道府県の災害対策本部の下で、汚染・被ばく患者や被ばく傷病者等（汚染・被ばくしたおそれのある者を含む。）に対する診療について、各地域で中核的な機能を担う拠点となる原子力災害医療機関の関係者を指導するとともに、自らもこれに協力して医療活動を行うものとする。
- ②各地域で中核的な機能を担う拠点となる原子力災害医療機関等で遂行困難な高度専門的な除染及び治療を行う。
- ③除染、障害治療、追跡調査等については、高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等と互いに緊密な連携をとって行う。

第5章 災害復旧

原子力緊急事態解除宣言後、国又は地方公共団体から要請を受けた場合は、環境放射線モニタリング、放射性物質により汚染された地域の除染及び廃棄物の処理に関して、技術的な助言等の支援を行う。